

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこと。

(第九条の二関係)

二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(附則関係)

◎スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九條の二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならない。	〔新設〕